

産前・産後休暇、育児休業期間の前後合算について

一般社団法人 日本糖尿病療養指導士認定機構

日本糖尿病療養指導士認定試験の受験資格では、勤務期間（糖尿病療養指導業務従事期間）は「継続」が要件であり、中断がある場合は中断の前後を合算できませんが、「産前・産後休暇、育児休業」（以下四角枠内の期間に限る）については、例外的に中断前後の期間の合算が認められます。

- ・ 産前・産後休暇：産前8週（多胎は14週）、産後8週まで。
- ・ 育児休業：原則として子が1歳に達するまで。例外的に子が2歳まで。

※本文書の事例は今年度認定試験に限り有効とします。来年度以降は受験資格の運用が変更になる場合があります。

例1 産前・産後休暇、育児休業を取得したが、前後合算をしなくても受験資格を満たす場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間 (継続2年以上 & 10例以上)	業務従事期間に 算入不可	業務従事期間に 算入不可	業務従事期間 (継続2年以上 & 10例以上)

↑ 合算せず、休職前後どちらか一方の期間のみ ↓

※休業前後いずれかのみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす場合は、休職前または復職後どちらか一方の期間のみで「糖尿病療養指導業務に従事した証明書」を作成してください。（休職証明書は不要です。）

例2 産前・産後休暇、育児休業ともに指定期間内の場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間 (継続2年未満 or 10例未満)	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間 (継続2年未満 or 10例未満)

↑ 合算できる ↓

※休業前後いずれかだけでは受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たさない場合で、休職期間が指定期間内の場合は、休職前と復職後の期間を合算できます。（休職証明書が必要です。）

例3 指定期間より長く産前休暇を取得した場合

休職前	産前・産後休暇 (産前8週(14週)より前から)	育児休業	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間

↑ 合算できない ↓

※指定期間（出産予定日の8週間前。多胎の場合は14週間前）より長く産前休暇を取得した場合は「中断」となり、前後の期間の合算は認められません。休職前または復職後のいずれかの期間のみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす必要があります。（休職証明書は不要です。）

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

例4 子が1歳に達した以降に育児休業を取得した場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業 (子が1歳以降まで)	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断(例外あり)	業務従事期間

↑ **合算できない (例外あり)** ↓

※子が1歳に達した以降に育児休業を取得した場合は、原則として「中断」となり、前後の期間の合算は認められません。休職前または復職後のどちらか一方の期間のみで受験資格(継続2年以上かつ10例以上)を満たす必要があります。(休職証明書は不要です。)

※例外：1歳以降の育児休業取得(延長)理由が「①保育所に入所できない場合／②子を養育する予定であった配偶者が養育できなくなった場合」のいずれかに該当する場合に限り(2歳までの期間のみ)、休職前と復職後の期間を合算できます。(休職証明書が必要です。)

例5 育児休業から復職せずに次の産前休暇を取得した場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間

↑ **合算できる** ↓

※連続して複数回の産前・産後休暇、育児休業を取得した場合であっても、それぞれの休職期間が指定期間内であれば、休職前と復職後の期間を合算できます。(休職証明書が必要です。)

例6 病気休職後、引き続いて産前休暇を取得した場合

休職前	病気休職 (6ヵ月以内)	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間

↑ **合算できる** ↓

※病気休職(6ヵ月以内)と産前・産後休暇、育児休業を連続して取得した場合であっても、それぞれの休職期間が指定期間内であれば、休職前と復職後の期間を合算できます。(休職証明書が必要です。)

以上